

船舶事故調査報告書

平成25年6月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年2月17日 20時00分ごろ～2月18日 06時45分ごろの間）
発生場所	不明（鳥取県湯梨浜町沖～同県北栄町沖の間）
事故調査の経過	<p>平成25年2月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	<p>漁船 第二宮慶丸、4.93トン</p> <p>TT3-7000（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>11.54m (Lr) × 2.38m × 0.77m、FRP</p> <p>ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和57年1月18日</p>
乗組員等に関する情報	<p>船長 男性 72歳</p> <p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>免許登録日 昭和51年5月21日</p> <p>免許証交付日 平成21年1月23日</p> <p style="text-align: right;">（平成26年2月13日まで有効）</p>
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、小型底びき網漁のため、湯梨浜町泊漁港^{とまり}を出港し、船長から、平成25年2月17日20時00分ごろ携帯電話で船長の家族に連絡があった。</p> <p>船長の家族は、23時及び18日00時30分ごろ、船長に電話したものの、連絡が取れなかったので心配になり、03時ごろ僚船の船長と相談し、05時10分ごろ所属する漁業協同組合が海上保安部に118番通報した。</p> <p>巡視船艇と共に捜索に当たっていた僚船は、06時45分ごろ、湯梨浜町所在の泊灯台から真方位330° 10.8海里付近において、本船の操舵室右舷側に設置された漁網巻揚げローラー（以下「本件ローラー」という。）に左腕を巻き込まれ、身体全体に引き綱が絡んだ状態の船長を発見した。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて泊漁港に帰港した。</p>

	船長の死因は、凍死であり、死亡推定時刻は、2月18日01時00分ごろと検案された。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風力 3、気温 約1～2℃、視界良好 海象：波高 約0.5m
その他の事項	<p>船長は、約56年間漁業に携わり、ふだん、17時00分ごろ出港し、泊漁港付近の湯梨浜町沖～北栄町沖で小型底びき網漁を行い、翌日の03時30分ごろ帰港していた。</p> <p>船長の健康状態は、良好であった。</p> <p>引き綱は、直径約15mmのクレモナ製であり、長さが約100mであった。</p> <p>本船は、右舷船尾側から漁網等を投下し、右舷船首側から本件ローラーで揚網を行い、引き綱が船尾甲板、漁網が船首甲板に置かれるようになっていた。</p> <p>本船は、発見当時、機関及び本件ローラーは停止状態であり、引き綱をほぼ揚げ終わり、漁網を揚げる段階であった。</p> <p>船長は、カップ上下及びゴム手袋を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>人は、体熱の放散が熱産生を上回り、体温調節機能の限界を超えれば、体温が低下して全身の機能障害に陥る。それが更に進行して死に至った場合を凍死（寒冷死）という。</p> <p>凍死のリスク・ファクターは、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 低気温：気温が低いほど凍死しやすい。最低気温が10℃以下であれば、他の条件によっては危険である。 (2) 大気の流れ：風速が速い場合や風通しがよい場所では熱の放散が促進される。 (3) 着衣等：薄着であれば、凍死しやすい。 (4) 湿潤環境：身体、着衣及び周囲の構造物が濡れている場合は熱の放散が促進される。 (5) 年齢：高齢者、小児及び病人は凍死しやすい。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 <p>船長の死因は、凍死であった。</p> <p>本船は、湯梨浜町沖～北栄町沖での小型底びき網漁のため、泊漁港を出港したのち、17日20時00分ごろ船長が船長の家族に連絡し、18日06時45分ごろ、湯梨浜町所在の泊灯台北北西方沖において、船長が本件ローラーに左腕を巻き込まれ、身体全体に引き綱が絡んだ状態で発見されたので、この間において、湯梨浜町沖～北栄町沖で揚網作業中、船長が、本件ローラーに左腕を巻き込まれたことか</p>

	ら、身体全体に引き綱が絡み、凍死するに至ったものと考えられるが、巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が湯梨浜町沖～北栄町沖において揚網作業中、船長が本件ローラーに左腕を巻き込まれたため、発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揚網作業中においては、できる限り、漁網巻揚げローラーから離れて作業を行うこと。